## 1 申出・処理件数

申出件数 2件

処理件数 2件

繰越件数 0件

## 2 概要

調査を行ったが、勧告等を行っていない申出(1件)

## 

## 収受番号27-1

「さいたま市条例第38号のタイトルのうち、「男女」 とあるのを「両性」と改めるべきである」との勧告を 求める。

本件苦情申出に係る条例の名称は、不用意に「男女」という文言を使用し、かつ前文及び各条文でも同様であるが、だれが見ても「男」の次に「女」がくるというこの順番自体が本件条例の制度の理念にふさわしくなく、これらはすべて「男女」ではなく「両性」とすべきところであるのはあまりにも明白である。

申出の対象となる「さいたま市男女 共同参画のまちづくり条例」は、男 女共同参画社会基本法の理念を踏 まえた条例であり、男女が対等な構 成員としてお互いにその人権を尊 重し、責任を分かち合うことができ る男女共同参画社会の実現が重要 であると明記されている。「両性」 が相応であるとの申出の意向につ いては、固定的性別役割分担意識や ジェンダーフリーの観点から一定 の理解はできるものの、法の理念を 鑑みると日本語表記として「男女」 が一般的であると考える。また、同 条例はさいたま市議会で定めたら れたものであり、その決定は重んじ るべきものである。以上のことか ら、助言勧告等は行わないこととし た。

(処理 平成28年1月28日)

申出内容	処理状況
収受番号27-2	
平成 27 年 12 月 16 日言渡の最高裁判所判決(裁判長	今回の最高裁判決は職場における
寺田逸郎) にもとづき、さいたま市職員について行わ	旧姓使用に関する変更を求めるも
れている夫婦別姓を即時停止して、職員録の通称名と	のではないため、調査しないことと
しての旧姓も改めて、戸籍名に改めるとともに、公務	した。また、申出書に記載のあった
上、あらゆる場合で、通称たる旧姓は使用禁止して、	口頭意見陳述についても、行わない
戸籍名使用させるべきとの勧告を求める。	こととした。
なお、本件苦情申出の理由については、申出本人によ	(処理 平成28年1月28日)
る口頭意見陳述をする機会を与えるよう希望する。	